

浄化槽設置住宅を設計・施工する皆様へ

その浄化槽、適正？

新たに設置される浄化槽で
“**不適正**”になる
ケースが増えています。

- ・ 浄化槽は、使用開始後3～8ヶ月の間に**検査**を実施し、その状態を判定します。
不適正とは、構造・工事・保守点検・清掃等に、改善の必要がある状態です。
- ・ 県内で新たに設置される浄化槽の約5%が、設計・設置に関する事項で、不適正と判定されています。
(令和5年度 法定検査結果より)
- ・ 不適正とならないために、
裏面のチェック項目を再度確認をお願いします。

法定検査の内容

(外観検査)
設置状況
施設の稼働状況
使用状況
など 全75項目

(水質検査)
BOD、pHなど 全7項目

(書類検査)
保守点検、清掃の状況など

(お問い合わせ先)

石川県 土木部 都市計画課 生活排水対策室

電話:076-225-1493

法定検査の検査項目(抜粋)

(不適正の要因となる項目のうち、特に不適正件数の多いものを抜粋)

小項目	チェック項目	内 容	備考	設計時	施工時
浄化槽上部の状況	嵩上げの状況	(小型浄化槽) 嵩上げ高が30cm以下であり、かつ維持管理作業に支障が無い。	構造上、30cmを超える嵩上げが必要な場合はピットを設ける。	☐	☐
		(中・大型浄化槽) 維持管理作業に支障が無い	維持管理面から、嵩上げ高は30cm以内とする事が望ましい		
	浄化槽上部及び周辺の利用又は構造の状況	槽の上部に構造物の設置が無い。 浄化槽へ過大な加重がかからない構造となっている。		☐	☐
雨水、土砂等の槽内への流入状況	特殊な排水の流入状況	処理対象となる排水管が全て接続かつ 処理対象以外の排水管の接続が無い。	トイレ、風呂、台所等、必要な生活排水を全て接続。 雨水、屋外の給水栓の排水管、受水槽の水抜管（オーバーフロー管）、などが接合されていない。	☐	☐
設置に係るその他の状況	流入管渠及び放流管渠の設置状況	放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流すること無い。	放流先の水位等に注意する。 農業用水など、農繁期には水位が上昇する場合がある。	☐	☐